

令和6年(2024年)度 九州大学法学部 3年次編入学試験

筆記試験

(法学又は政治学に関する論述問題)

(注意)

1. 問題冊子は、指示があるまで開かないこと。
2. 問題用紙は(この表紙及び白紙1枚を除いて)2枚、解答用紙は4枚(2枚組が2セット)、下書き用紙は3枚である。「解答始め」の合図があったら、まず全ての用紙が揃っているかを確認すること。
3. 「解答始め」の合図の後、すみやかに、解答用紙(4枚)の所定欄に受験番号を記入すること。
4. 問題は、大問が2問ある。第1問、第2問それぞれにつき、解答用紙を分けて解答すること。
5. 解答文は横書きとし、ボールペンまたは万年筆を用い、読みやすい文字で記入すること。

第1問 以下の事案を読み、A が D に対して、自己が本件土地の所有者であることを主張できるかについて検討しなさい。

【事案】

A は多額の借金を負っていたところ、現金収入や預貯金があまりなかったため、弁済期には返済できそうにないという状況にあった。その一方で、A は父から相続した土地（以下「本件土地」という。）を所有していた。そこで、A は、債権者から本件土地につき差押え等の申立てがなされることを回避するために、知人の B と相談の上、実際には売買を行うわけではないが、本件土地が B に売却されたように装うために、本件土地の登記名義を B に移転した。

ところが、実は B の方も資金繰りに窮しており、B は、以上のような状況を利用して現金を手に入れようと考えた。そこで、まず、知人の C に対し、すぐに転売先を見付けるからと説明して本件土地を 2900 万円で売却した。その上で、高齢の資産家である D に言葉巧みに近付き、本件土地を 3000 万円で購入することを勧めた。D は B を大いに信頼するようになっていたため、B を代理人として本件土地を購入することとした。その結果、C と、B を代理人とする D との間で本件土地の売買契約が成立し、代金 3000 万円の決済もなされた。なお、本件土地の登記名義は、上記の一連の売買に伴い、B から C、C から D へと移転した。

第2問 以下の（1）（2）の問題に全て答えなさい。末尾にある【関連条文】は適宜参照して良い。なお、解答用紙に、いずれの解答であるかわかるように明記すること。

（1）以下の事案を読んで、Y が B の財布を持ち去った行為と Z が C の財布を持ち去った行為とで X の罪責にどのような相違がありうるか、説明しなさい。

【事案】

X（42 歳）は、養子 Y（8 歳）及び実子 Z（13 歳）と 3 人で暮らしていた。X と Z は、日頃から Y に対してタバコの火を押し付けるなどの虐待を加え、Y を意のままに従わせていた。

ある時、X は、A 銭湯の脱衣所で利用客の荷物から財布を盗んで小遣いを稼ごうと考え、Y に盗みを命じた。Y は盗みが悪いことであることはわかっていたが、X の命令に背けば苛烈な暴行を加えられることは間違いないと考え、言う通りに盗みを行うことにした。X と Y は共に A 銭湯の男湯脱衣所に入り、X が湯に浸かっている間、Y は脱衣所において、一番手近にあった利用客 B の荷物を物色し、その中から財布（現金 3 万円在中）を盗み取り、上がってきた X に引き渡した。

また、別の日、XはZに対してもA銭湯の脱衣所で利用客の荷物から財布を盗み出すように命じた。Zは、当初渋っていたが、Xから「お前なら捕まっても犯罪にならないし、成功したら小遣いもやるから」と説得されたため、言う通りにすることとした。XとZは共にA銭湯の男湯脱衣所に入り、Xが湯に浸かっている間、Zは男湯脱衣所にある他の客の荷物を物色し始めた。Zは、何人かの客の荷物を探った結果、最も現金の入っていたCの財布（現金10万円在中）を取り出し、上がってきたXに引き渡した。その後、ZはXから1万円の報酬を得た。

(2) 事後強盗罪において「窃盗の機会」が要件とされている理由を説明しなさい。

【関連条文】

(責任年齢)

第四十一条 十四歳に満たない者の行為は、罰しない。

(共同正犯)

第六十条 二人以上共同して犯罪を実行した者は、すべて正犯とする。

(教唆)

第六十一条 人を教唆して犯罪を実行させた者には、正犯の刑を科する。

2 教唆者を教唆した者についても、前項と同様とする。

(窃盗)

第二百三十五条 他人の財物を窃取した者は、窃盗の罪とし、十年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

(強盗)

第二百三十六条 暴行又は脅迫を用いて他人の財物を強取した者は、強盗の罪とし、五年以上の有期懲役に処する。

(事後強盗)

第二百三十八条 窃盗が、財物を得てこれを取り返されることを防ぎ、逮捕を免れ、又は罪跡を隠滅するために、暴行又は脅迫をしたときは、強盗として論ずる。